

# 「新産業・新市場の創出」に向けた取組

---

平成24年3月2日

国土交通大臣 前田武志

国土交通省は、人口減少・少子高齢化や震災を契機としたエネルギー制約等の課題に対応するため、持続可能で活力ある国土・地域づくりに向けた取組を推進。

本日のテーマである新産業・新市場の創出に当たっては、グローバルなハイテク分野における競争力強化に加えて、全国各地において持続する経済・雇用を実現するという観点が極めて重要。国土交通省としては、この観点から、住宅・都市・交通分野の省エネ・低炭素化、観光・航空需要の喚起、不動産投資市場の活性化、PPP／PFIの活用、インフラの海外展開等の施策を講じていく。

## 1. 低炭素・循環型システムの構築 (参考資料p.4、p.5)

- エネルギー消費の3割を占める民生部門の省エネ化を図るため、新築住宅等のゼロエネ化を推進するとともに、省エネ基準の義務化について、大規模なものから段階的に義務付けること等を基本に検討中。具体的な工程を3月中を目途に提示予定。
- さらに、約5千万戸に及ぶ既存ストックの省エネ対策を推進。
- 都市・建築物・交通の低炭素化を総合的に推進(法案提出)。

## 2. 観光・航空需要の喚起 (参考資料p.6)

- 東日本大震災以降落ち込んだ旅行需要の落ち込みを回復するため、「東北観光博」をはじめとする観光振興の取組を全国的に実施し、観光立国を実現。
- 大都市圏の空港等におけるLCC(ローコストキャリア)の参入促進やビジネスジェットの受入体制の整備を進めることにより、新たな航空需要を創出。  
(新規LCCが関西空港を拠点に運航開始:3/1、ビジネスジェット専用ターミナルが成田空港で供用開始:3/31)

## 3. 不動産投資市場の活性化、PPP／PFIの活用、インフラの海外展開 (参考資料p.7)

- 建築物の耐震化・建替えなどに民間資金が円滑に流れ込むよう、倒産隔離型の新たな不動産証券化スキームを導入(法案提出)。
- 空港運営の民間委託(法案提出)をはじめとした、具体的なPPP／PFI事業の案件形成を幅広く推進する。
- ハード・ソフトを通じたインフラの海外展開を推進し、新市場を開拓する。

# 参考資料

## 当面の取組

### <省エネ性能に優れた住宅・建築物の誘導等>

- H23年度中～
  - 被災地において住宅・建築物のゼロ・エネルギー化の推進等に係るモデル事業を展開（H24年2月に21件採択）
  - 文部科学省と連携し、学校ゼロ・エネルギー化推進方策検討委員会を設置し、学校のゼロ・エネルギー化の実現手法および普及方策をとりまとめ
- H24年度～
  - 官庁施設のゼロ・エネルギー化のモデル事業を推進
  - 住宅のゼロ・エネルギー化モデル事業を全国展開
  - 中小工務店向けの省エネ施工技術向上プログラムを実施
- H24年度中頃 ○都市の低炭素化の促進に関する法律案による認定を受けた省エネ性能等に優れた住宅に対する税制上の支援措置 等

### <省エネ性能の評価・表示の充実>

- H24年度早期 ○断熱指標と一次エネルギー消費量指標の組み合わせによる省エネ性能の評価基準の策定
- H25年度前半 ○住宅性能表示制度等を活用したエネルギー性能の表示制度の構築

### <既存ストックの省エネ対策の推進>

- 継続実施 ○約5,000万戸の既存住宅ストックの省エネ改修を促進（財政・税制上の支援措置等の継続及び充実）

## 義務化に向けた取組

- 経産省・環境省と共同で設置した「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」にて、工程表を3月中を目途に提示予定。

### <義務化に向けた課題>

- 施主となる幅広い国民の理解を得るため、住宅・建築物からの必要エネルギー削減量など、住宅・建築物における規制の必要性和根拠が明示される必要。
- 大工・中小工務店が供給する住宅の省エネ基準達成率は2～3割程度であり、省エネ施工技術力の向上など十分な配慮が必要。
- 十分な省エネ対策が困難な場合が多い伝統的木造住宅への配慮が必要。 等

# 都市の低炭素化の促進

官庁施設において率先して低炭素化等に取り組むとともに、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、地域経済を活性化

## 【都市の低炭素化の促進に関する法律案】

●基本方針の策定  
(国土交通大臣、環境大臣、  
経済産業大臣)

●低炭素まちづくり計画の策定  
(市町村)

●民間等の低炭素建築物の認定  
〔低炭素基準〕：一次エネルギー消費  
量▲10%以上(対省エネ基準)等

市町村は、都市機能の集約化、公共交通機関の利用の促進、エネルギーの面的利用の促進など、都市の低炭素化を促進するための計画を策定、実施

### 都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
  - ▶ 民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
  - ▶ 建築物の新築等時の駐車施設設置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり  
(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

### 公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
  - ▶ バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO<sub>2</sub>の排出抑制

### ○補助の重点化 (予算)

- ・エネルギーの面的利用
- ・先導的な省CO<sub>2</sub>の住宅・建築物の整備
- ・EV等の環境負荷の低い輸送機械器具の導入等

### ○社会資本整備総合交付金の交付 (予算)

### ○認定低炭素住宅に係る住宅ローン減税の深掘り等 (税制)

### 建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

### 緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
  - ▶ 樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
  - ▶ 民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
  - ▶ 占用許可の特例

●環境未来都市構想の実現に向けて、本法案と総合特区制度及び地域再生制度とを一体的に推進

## 【官庁施設における義務化等】

●全ての一般事務庁舎整備において、官庁施設の低炭素基準の適合義務化

官公庁施設の建設等に関する法律第13条

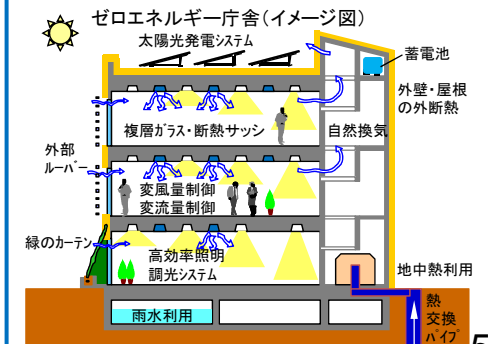


国家機関の建築物等の基準として低炭素基準を策定

●官庁施設のゼロエネルギー化

■モデル事業(震災復興)

再生可能エネルギー(太陽光、地中熱)、省エネルギー技術(蓄電池、断熱強化)の利用

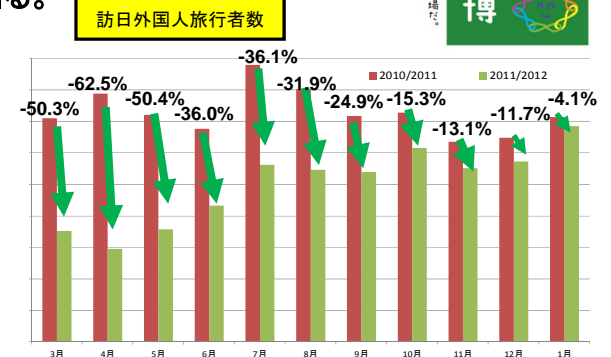


## 観光立国実現のための取組

観光は、国の成長戦略の柱の一つ。長らく経済が低迷し地域が疲弊する中、人口減少・少子高齢化の閉塞状況を打ち破り、急速に経済成長するアジアの観光需要を取り込むとともに、地域経済の活性化・雇用機会の増大等を図る。また、東日本大震災から1年が経過することを契機に「東北観光博」等復興支援に取り組む。

### <観光立国の実現に関する新たな目標>

- ① 国内における旅行消費額:平成28年までに**30兆円程度**
- ② 訪日外国人旅行者数:平成28年までに**1,800万人**
- ③ 訪日外国人の満足度:**「大変満足45%」程度、「必ず再訪したい」60%程度**
- ④ 国際会議の開催件数:**平成28年までに5割以上増、アジア最大の開催国**
- ⑤ 日本人の海外旅行者数:平成28年までに**2,000万人**
- ⑥ 国内宿泊観光旅行の年間平均宿泊数:**平成28年までに年間2.5泊**
- ⑦ 国内観光地域の旅行者満足度:**「大変満足・必ず再訪したい」25%程度。**  
(新たな「観光立国推進基本計画」を3月末に策定。)



## ローコストキャリア(LCC)やビジネスジェット(BJ)の利用促進による航空需要の底上げ

首都圏空港を含むオープンスカイの推進

国際標準等を踏まえた技術規制の見直し※

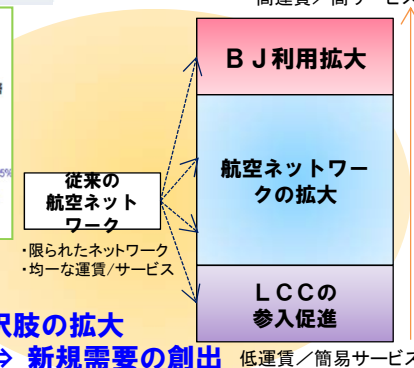
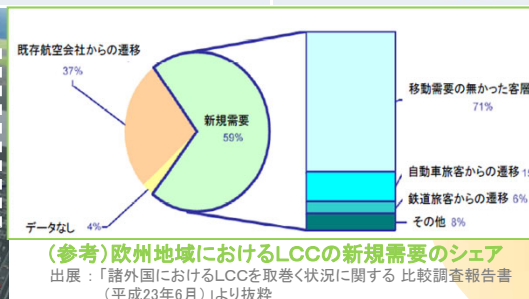
LCCの受入体制の整備(空港)

ビジネスジェット推進の取組

現在、我が国には9社のLCCが乗り入れ。更に**2012年3月以降、下記の3社が運航開始予定。国内初となるLCC専用ターミナルが、2012年下期供用開始予定(関西空港)。**

会社名	ピーチアビエーション(株)	エアアジア・ジャパン(株)	ジェットスター・ジャパン(株)
大株主	ANA, First Eastern Aviation-Holding Limited, 産業革新機構	ANA, エアアジア	JAL, カンタスグループ, 三菱商事

- 平成22年10月より、空港会社、経済界、CIQ、航空局関係者からなる『ビジネスジェットの推進に関する委員会』を設置し、BJ利用拡大のための検討を進めているところ。
- 本年3月31日、**成田空港において首都圏初のBJ専用ターミナルが供用開始予定。**
- 更なるBJ受入体制の整備や積極的な情報発信等を実施。



### ビジネスジェットターミナル整備の効果

- お客様専用のルートによる**プライバシーの確保**
- 専用のCIQ設置による**出入国手続のスピード化**
- 東京エリアへの**スピーディーなアクセス**

※ 航空会社等の要望を踏まえた規制緩和により、コスト削減を後押し(旅客を乗せた状態での給油可能等)

建築物の耐震化や民間施設の整備など都市機能の更新に民間資金の導入を促進するため、不動産特定共同事業<sup>(※)</sup>の規制を見直す。

(※)投資家から出資を受けて、実物不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業。投資家保護等の観点から、国土交通大臣(一部は内閣総理大臣と共管)又は都道府県知事による許可が必要。

### 施策の背景

○我が国には耐震性の劣る建築物が多数存在<sup>(※)</sup>。建築物の耐震化、更には、介護施設の整備、地方の老朽施設の再生などに民間資金を呼び込み、都市機能の更新を図っていくことが必要。

(※)我が国の法人が所有する建物棟数のうち、新耐震基準を満たしていない又は未確認のものは33.6%

○しかし、耐震改修・耐震建替、介護施設の整備、地方の物件、小規模物件や、物件を順次取得していくケースなど、既存の証券化スキームでは対応が困難な場合が存在。

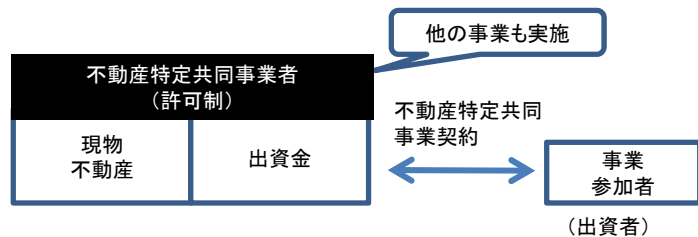
### 改正案の概要

倒産隔離型の不動産特定共同事業を可能とするべく、一定の要件を満たす特別目的会社(SPC)が不動産特定共同事業を実施できることとする等の所要の措置を講ずる。

法改正により、約5兆円の新たな投資が行われ、約8兆円の生産波及効果、約44万人の雇用誘発効果が見込まれる(今後10年間)。

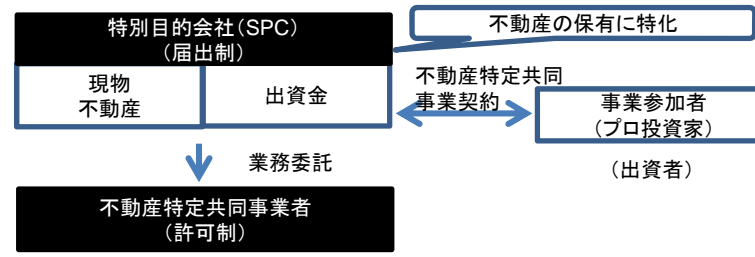
### 改正案のイメージ

#### 【現行の不動産特定共同事業の仕組み】



事業者が行う他の事業の影響を受けるため、事業者の倒産を恐れるプロ投資家から資金調達できない

#### 【新たに追加する仕組み(案)】



SPCは事業者の倒産から隔離されているため、プロ投資家から資金を調達しやすい